

2007 年度活動報告

ハンセン病市民学会は、2005 年 5 月 14・15 の両日、菊池恵楓園で設立総会・交流集会を開催して以来、遅々たる歩みではありますが、活動を続けてまいりました。設立段階で 390 名であった会員は、現在では約840名に至っています。2007 年 5 月 12・13 の両日には、群馬県草津町と栗生楽泉園で第 3 回総会・交流集会を開催し、2 日間で 1 0 0 0 名以上の方に参加していただきました。部会については、家族部会、宗教部会、青年学生部会、教育部会、図書・資料部会が発足しています。

個別の課題については、先ず、ハンセン病療養所の将来構想問題について取り組み、療養所の将来構想をすすめる会に参加し、全療協をはじめ各療養所自治会、原告の皆さん、退所者の皆さん、そして弁護士とともにハンセン病問題基本法の制定を求める署名活動を進めるとともに、第 3 回交流集会でのシンポジウム「療養所の将来像を考えよう～社会とのきずなを求めて」の記録をブックレットにまとめ、公刊致しました。このブックレットは各地で開かれた将来構想を考えるシンポジウム等で配布および販売しましたが、療養所が今、直面している問題についての理解を市民の方たちに広げる役割を果たすことができたと考えています。

次に、「胎児標本」問題については、前年度に続き、「胎児標本」の扱いのみを問題とするのではなく、ハンセン病療養所内で子どもを生むことが許されなかったことの真相究明と、そのもとで形成された妊娠を罪悪とするトラウマからの解放を訴え、星塚敬愛園で開催された「胎児標本問題を考える星塚の集い」も「NPO 法人共に歩む会（鹿屋）」、「ハンセン病市民会議かごしま」、「全原協」とともにシンポジウムを開催しました。

また、旧植民地・旧占領地におけるハンセン病隔離政策の検証と補償実現については、私たちは日本一国だけではなく、アジア・太平洋地域を視野に入れてハンセン病問題と取り組む姿勢を一貫させ、台湾・韓国に続けて旧「南洋群島」についても取り組みを進めてまいりました。ただ、旧「満洲」における隔離政策の調査をおこなうために駐日中国大使館に協力を要請してまいりましたが、遺憾ながら、まだ協力を得られず、調査に着手できておりません。

このほか、『ハンセン病市民学会ニュース』5号・6号、『ハンセン病市民学会 2007 年報』を発行し、活動報告、意見交換、研究発表の場を作ってまいりました。また、メールニュースやホームページをとおして、広く情報を発信してまいりました。

2008 年 5 月 10 日

2008 年度活動方針

私たちの活動の柱は、**交流・検証・提言** の 3 つです。

(1) 交流

交流には、全国のハンセン病回復者間の交流、ハンセン病回復者と市民との交流、ハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流、日本・韓国・台湾などのハンセン病問題に取り組む個人・支援団体の交流などがあります。毎年、5 月 11 日前後に熊本判決を風化させないために年次交流集会を開き、市民学会の交流プログラムとしてだけでなく、随時、必要に応じて入所者の方たちや退所者の方たち、家族や遺族の方たちが市民の皆さんと色々な形で交流できるよう、多様な交流の場を作ることをめざします。

また、分野別の部会の設置を通して、そのテーマに関心のある人ならば誰でも参加することができる交流の機会を設け、成果を公表していきます。家族部会、宗教部会、青年学生部会、教育部会、図書・資料部会など会員の皆さんが希望する部会の活動をさらに活発にしていきます。

今後も、こうした部会の活動内容や成果については、交流集会の場や市民学会の HP に部会のコーナーを設け告知や報告などを掲載し、『ニュース』『年報』などの誌上でも発表していきます。

また、設立総会・交流集会以来、言われ続けてきた「差別の連鎖を断つ」という課題について、その趣旨を具体化するために、さまざまな差別・人権侵害の被害を受けた方々、そして、それと闘っている方々と交流し、連帯してまいります。

(2) 検証

2005 年 3 月、ハンセン病に関する検証会議の最終報告書が厚生労働省に提出され、日本独自の絶対的強制隔離政策が戦後も続いた真相とそれに関わる国・自治体、関係各界の責任が明らかにされました。しかし、この報告書ですべての真相が解明されたわけではありません。強制堕胎・強制断種、堕胎胎児の標本作成、韓国・台湾・旧「南洋群島」・旧「満州」をはじめとする旧植民地・旧占領地における隔離政策、国会の無作為の責任、「無癩県運動」における地方自治体の関与など、一定の事実が明らかにされても、なぜそうしたことがおこなわれたのかというその真相はまだ十分には解明されていません。

今年度も、これまでの取り組みを受け継ぎ、旧植民地・旧占領地のハンセン病問題と「胎児標本」の真相究明を進めます。これらの真相究明はまさに緊急の課題です。前者については、韓国・台湾のみならず、旧「南洋群島」(ミクロネシア)、旧「満州」、中国・東南アジア・南太平洋地域における日本のハンセン病政策の実態の解明を進めます。私たちは、かつて日本の旧植民地・旧占領地で、隔離されたり、迫害を受けた方すべてに補償と謝罪がなされるよう、検証を続けてまいります。

また、後者については、「胎児標本」の背景にあるハンセン病患者に子どもを生むことを禁じた国家の論理の解明を進めます。「胎児標本」の「火葬」により問題は終わりません。「胎児標本」の背景となる堕胎や断種の強制、さらには新生児殺という問題は、多くの障害者の方々が受けた被害と共通します。そこには、戦前・戦後を一貫する優生思想が存在します。私たちは、障害者や女性の人権を考える方々と連携して、検証を進めてまいります。

第三に、新たに「無癩県運動」の実態を検証し、強制隔離が、国だけの責任ではなく、地方自治体にも大きな責任があることを検証していきます。私たちは、このことにより、けっして国の責任を軽んじようとするのではなく、国と地方が一体となって、ハンセン病患者を摘発していった構造を解明していこうと考えております。全国の都道府県のなかには、未だに、隔離に加担したことに対して知事が謝罪さえおこなっていない自治体があります。回復者がふるさとに帰れない、ふるさとを語れないという状況をつくりだした「無癩県運動」に対し、国や地方の資料を発掘し、その検証を啓発に生かし、回復者がふるさとを取り戻す社会の実現をめざします。

第四に、リニューアルされた国立ハンセン病資料館の問題にも取り組みます。その展示や運営の実態には国の責任を隠蔽しようとする黙視できない現実があります。資料館の展示の虚構を実証的に明らかにするとともに、あるべき資料館像を提示してまいります。熊本判決から七年目を迎えた今、資料館問題に顕著に示される、判決の意義を軽視、もしくは否定しようとするすべての動きと厳しく対決してまいります。

以上の諸点についての会員の多様な検証活動の成果は、『年報』誌上や交流集会、独自のシンポジウムなどを通じて広く発表していきます。

(3) 提言

私たちは、国や自治体、ハンセン病療養所、あるいはマスメディアなどに対して、ハンセン病問題への理解を深める取り組みの着手、回復者・家族の待遇などについて提言をおこなっていきます。特に、入所者の高齢化が進む療養所の現状については、入所者の視点に立った将来構想を創造する必要があります。全療協との強い連繋のもとに、ハンセン病問題への理解を深める活動や、療養所の将来構想をはじめとする今後の政策に関する提言を行っていきます。特に、将来構想については、ハンセン病問題基本法の早期成立を目指すとともに、療養所の統廃合を阻止し、療養所を地域社会に開かれた新たな医療・福祉の場として療養所の「社会復帰」の実現を図ってまいります。その成果についても、交流集会や『ニュース』『年報』などの場で随時、発表していきます。

以上、3つの柱となる活動を円滑に進めるためにも、『ニュース』を随時発行するとともに、『年報』を年1回出版します。前者には交流を中心とする各地から寄せられた情報を、後者には交流集会報告や会員から投稿された論文などを掲載します。会員の皆様の積極的な投稿を期待します。

また、アジア・太平洋地域への補償拡大の支援、栗生楽泉園の「重監房」復元運動への支援、映画「新・あつい壁」の上映への協力などにも、署名活動への協力や、関係する講演会・シンポジウムの開催・後援など、考えられる形で随時取り組みます。さらに、各種のハンセン病講座開催・開設とそれへの講師派遣など、ハンセン病市民学会として、ハンセン病差別の解消に繋がるための取り組みを考えていきます。

ハンセン病市民学会は、会員の皆様、そして多くの関係機関・個人の皆様のお力で、組織も大きくなり、活動内容も多岐にわたるようになりました。しかし、けっして「権威」になることなく、そして、差別の現実から学ぶという姿勢を失うことなく、今年度も活動してまいりたいと考えます。皆様のお力添えを今年度もよろしくお願い申し上げます。

2008年5月10日